

07 財務省(特区第14次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	揮発油の数量測定に質量流量計を使用する場合の器差試験方法の簡素化	個別通達: 昭和44.11.18付 間消3-27 蔵関第3223号	揮発油税及び地方道路税は、揮発油の容量に応じて課税する従量税であることに鑑み、流量計によって計測している場合には、計量法(平成4年法律第51号)に規定する基準器検査に合格した基準器を使用して直接計測した容量と、当該流量計を使用して計測した容量を比較して、その差が一定の範囲内にあるかどうかを試験することとしている。 この試験は、納税者の事務負担の軽減等の観点から、おおむね2年に1回以上行うこととしている。	揮発油税法では、取引流量計の規定は定められておらず、通達(蔵関第3223号)で数量測定に流量計を使用する場合の定義がされている。この通達により、精度的に優れている質量流量計が使用できないのが現状である。 通達(蔵関第3223号)では、揮発油の数量測定に流量計を使用する場合、流量計の種類は特定しないが、容量(リットル)が測定できると、±0.2%の精度があること等が必要となっている。今回使用したい質量流量計は、計測精度が±0.1%であり十分な精度があるが、計測が質量であるため、条文中定義されている流量計の器差試験方法に当該流量計の機能検査を確認するための試験方法がそぐわない。 そこで、通達にて質量流量計の器差試験方法についても認めてもらいたい。	従来の器差試験方法は、同じラインで流体を流し、基準器(オイルメーター)と器差試験を行う流量計でそれぞれ容量の測定を行い、基準器との測定値の比較による器差試験を行うのに対し、質量流量計では、ロードセル(秤)で計量した流体(水)を、器差試験を実施する流量計で測定し、測定質量との差を測るものであり、器差試験方法が異なる。質量流量計でも、前者と同様の試験は可能であるが、質量を測定する流量計の特性とは異なり、本来の質量流量計の器差試験と合計2回受験する必要があることから、費用が増大する。また、2回受験することで、器差試験に要する期間が増大し、この間、数量測定ができず、工場の操業に支障をきたすこととなる。このことから、揮発油の測定に質量流量計を使用する場合に、質量流量計の器差試験方法も認められるようにしたい。 【補足】通常の揮発油申告は容積で申告するようになっているが、質量流量計を使用する際、密度の測定結果も出力できることから、計測コンピュータ等で質量と密度より容積(リットル)を演算し、出力することが可能である。このことから、揮発油の通常申告は容積(リットル)でも申告できるため問題ないとする。	D	-	本件通達で流量計の積算計の単位が容量であることを要件としているのは、揮発油税及び地方道路税が、揮発油の容量に応じて課税する仕組みを採っていること等に鑑み定められているものである。 したがって、流量計の構造のいかんを問わず、基準器を使用して直接測定した容量との比較(器差試験)を行うことが必要であると考えている。 なお、本要望のような、通達の要件を具備しない流量計を使用したい旨の申出が税務署長又は税関長に対してなされた場合には、石油類の数量測定の実態等から見て、その申出に相当の理由があると認められるときには、それによることを認めているところである。		1020010	揮発油の数量測定に質量流量計を使用できるように、器差試験方法を規制緩和	大分コンテナート立地企業連絡協議会	大分県	財務省
070020	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第1条、第2条、第11～14条、第21～32条) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者が再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容: 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。) 提案理由: 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使ったラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置: 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	本提案は、容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを担う指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会。以下、「容リ協会」という。)に引き渡すというものである。 循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のようにできるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考え得るが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するという点であるが、再商品化義務量の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第11条～13条において厳格に規定されているところであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的な方法により算出することが必要である。合理的な方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適当である。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとは組成が異なり、後者については一般に硬質プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に取扱われる材料リサイクルでの取扱が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ(平成19年6月)」において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性に反する。 この前提として、平成18年の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが創設されている。これは、市町村が分別収集の質を向上させた場合、再商品化の処理コストの低減等により、当初想定していた再商品化に要する費用よりも、実際に再商品化に要した費用が下回ることを念頭に、この下回った差額のうち、当該市町村の寄与分として算定された額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別基準適合物の品質向上を行うことを、資金的インセンティブを付与して推進するものである。改正法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められることである。仮に、本提案どおり混合した状態で収集することに伴って、分別意識の希薄化に繋がるのであれば、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものであり、特区としての対応は不適当である。 さらに、本提案は、当面の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によるリサイクルを行うとする一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者がリサイクル費用の負担を課す方法を目指すとしている(添付資料「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書(容器包装以外のプラスチック処理のあり方について(報告)」18頁)が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案は、受け入れられないものである。 加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり(容器包装リサイクル法第11条～13条)、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである(容器包装リサイクル法第14条、第21条～32条)。一方、上記の範囲を超え、指定法人が法定業務として市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月閣議決定)における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制する」の趣旨に反することから適当でない。協会が法定業務以外の独自業務として実施するのであればこの限りではないが、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる。		1025010	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化(低炭素社会に向けたプラスチック・リサイクル特区)	名古屋市	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
070031	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和(①地方公共団体に対する製造免許)	酒税法第7条第1項 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編第7条第1項関係の4	地方公共団体に対しては、試験製造免許を除き、酒類等の製造免許を付与しない。 ただし、地域の実情を踏まえ、他に一般の参入希望者がなく、かつ、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事実上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなど、特段の事由があり、酒類等製造事業の実施が地方公共団体の議会の議決により決定される場合は、この限りでない。	過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推進し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③ 「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度まで下げること。	新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼働させた。 しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外に原則として与えない。 ② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題。 ③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14,000本程度の生産設備が必要。 そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるとの	D	-	地方公共団体と民間企業とは、法人税法等の税制上の取扱いに大きな相違があり、競争条件が異なることから、地方公共団体に対する免許付与については、試験のために酒類を製造しようとする場合以外は、原則として認めないこととしている。 ただし、その地域の実情を踏まえ、他に一般の参入希望者がなく、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事実上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなどの特段の事情があり、酒類の製造事業の実施について議会の議決により決定される場合には、試験免許以外の製造免許を付与することも可能としている。		1024010	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和	檜原村	東京都	財務省

07 財務省(特区第14次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070032	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和(②「特産品」の定義の緩和)	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編第10条第11号関係の2(4)	単式蒸留しようちゆうの製造免許については、①清酒製造業者が必ず取りようちゆうを製造する場合、②特産品しようちゆうを製造する場合、③単式蒸留しようちゆう製造業者が企業合理化を図るために新たに製造場を設置しようとする場合に、付与することとしている。	過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合は、試験免許以外の製造免許を与える。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③ 「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度まで下げること。	新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼働させたい。 しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 榎原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題 ③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル程度で約14,000本程度の生産設備が必要 そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの	D	-	単式蒸留しようちゆうの製造免許にかかる「特産品」とは、①地方公共団体による振興計画が策定されているなど、当該地方の特産品として育成することが確実な産品、又は②当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、一般的に当該地域における特産品として認知されている産品、としている。 したがって、現在、「特産品」としての認知度が低い場合であっても、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、今後、特産品として育成することが確実と認められる産品であれば、これを主原料とした単式蒸留しようちゆうの製造免許を付与することも可能としている。	1024010	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和	榎原村	東京都	財務省	
070033	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和(③酒類の製造免許の要件緩和)	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(単式蒸留しようちゆうは10キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合は、試験免許以外の製造免許を与える。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③ 「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度まで下げること。	新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼働させたい。 しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 榎原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題 ③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル程度で約14,000本程度の生産設備が必要 そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの	C	-	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じた客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としているところである。	1024010	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和	榎原村	東京都	財務省	
070040	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	山間地の非農家民宿旅館等経営者による地域産の原材料を使って作るどぶろく(果実酒を含む)等の製造並びに利用者への提供	非農家民宿及び旅館において特定酒類の製造並びに宿泊客への提供を行うことにより、激減する観光客を取り戻すことにより地域の活性化を図る。 具体的には、激減する観光客(特に宿泊客)を呼び込むため、グリーンツーリズム事業(山村体験型)と特定酒類(どぶろく)を提供することを連携した、新たな観光スポットとしての地位を創り上げ、地域の活性化を図っていく。 八代市泉町は、九州中央山地国定公園、五木五家荘県立自然公園に指定され、平家藩人伝説で知名度の高い秘境「五家荘」を有し、これまでに観光振興による地域づくりに取り組んできた。 しかしながら、近年の経済情勢や社会環境の変化で、観光入込客が減少傾向にあり、有効な対策が打ち出せない。 こうした中で、五家荘地区には以前「五家ビール」という銘柄の幻の「どぶろく」が伝えられていたことがあり、このことと、近年のグリーンツーリズム事業の広がりを受けて、山村体験メニューを充実させ、民宿旅館業者が積極的に関わりながら、米の収穫体験などを通して新たな事業の創設に向けた環境整備を図るものである。 現在の「どぶろく特区」の規制枠では、自家生産原材料を使用するの製造しか認められていないので、五家荘地区のように急峻な山間地では生産拠点である水田が無く原材料を他の地区から求めなければならない、生産可能な泉町全域からの原料購入または委託生産等によって確保した場合においても製造・提供が出来るように規制を緩和することで、五家荘地区の民宿旅館関係者でも制度活用が期待される。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を営む農業者に限定したものである。	1067010	非農家民宿旅館経営者による特定酒類の製造事業(どぶろく特区)	八代市	熊本県	財務省	
070040	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行法で規定されている酒造業者の最低醸造量6KLを緩和したどぶろく特区をさらに緩和し、食品業者による製造を認めていただきたい。	今回のどぶろく特区の提案は、地域資源としての山田錦の多様な活用を引き出すことであるので、農家以外の食品業者による製造を認めることで、より大きな地域活性化に役立つ潜在的マーケットが姿を現すと考える。現在のままでは、各地域のポテンシャルを十分に引き出せているとは思えない。酒税の納税が確保されるのなら問題は無いと考える。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を営む農業者に限定したものである。	1057010	食品業者によるどぶろくの製造	三木商工会議所青年部	兵庫県	財務省	

07 財務省(特区第14次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
070050	どぶろく製造方法の緩和	構造改革特別区域法第28条	酒税法の特例が認められているその他の醸造酒(濁酒)は、自ら生産した米等を原料として発酵させたもので、こさないものに限り認められている。	現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものであること、一度こしたものは清酒となることなので、どぶろくとは一度こさないものをさす、これを少し緩和し、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとして認めたい。清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っている粗いメッシュを使ってこしたものは認められている。これは清酒がどぶろくの領域に近いところまで浸食している例だが、どぶろくが清酒に近づいてゆく道は閉ざされている。どぶろく特区が地域の資源の多様な活用を引き出す目的で行われているものなら、どぶろくの多様性を認めない方向で今後とも成果が上がるのかを検討していただきたい。	現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものであること、一度こしたものは清酒となることなので、どぶろくとは一度こさないものをさす、これを少し緩和し、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとして認めたい。清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っている粗いメッシュを使ってこしたものは認められている。これは清酒がどぶろくの領域に近いところまで浸食している例だが、どぶろくが清酒に近づいてゆく道は閉ざされている。どぶろく特区が地域の資源の多様な活用を引き出す目的で行われているものなら、どぶろくの多様性を認めない方向で今後とも成果が上がるのかを検討していただきたい。	C	—	酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒税法上の酒類の定義は課税対象の定義そのものであり、その見直しを求める提案は、「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当することから、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものである。なお、濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、その対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒について認めたものであり、これを清酒について認めることはできない。		1057020	どぶろく製造方法の緩和	三木商工会議所青年部	兵庫県	財務省